新たに創業する 皆さまを応援します!

令和6年度 新規創業支援事業(福井県事業)のご案内

概 要

市内で新たに創業を行う際の初期費用を支援します。

対 象 者	以下①~④の要件を全て満たす者 ① 令和6年4月1日以降に創業した者 (ただし、当所が認める場合は、令和6年3月1日以降に、敦賀市内で創業した者も対象とする。) ② 事業を行うために必要な許認可、届出または免許を取得していること ③ 商工会議所等の支援機関の指導を受けて事業実施計画書(交付申請書内)を作成すること ④ 経営安定のため、支援機関による経営指導を継続して
対象事業	受けること 創業に関する事業 (公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業は除く)
補助限度額	20万円
補助率	2/3以内
応 募 締 切	令和7年2月28日まで(随時受付) ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

■ 対象経費、応募方法などは裏面をご覧ください。

■ 対象経費(以下の全てを満たすもの)

- (1) 創業前6ヶ月以降に支出したもの(創業定義…個人:開業届出に記載の創業日、法人:登記日)
- (2) 令和6年4月1日以降に支出したもの
- (3) 事業実施に必要と敦賀商工会議所が認める以下の経費

経費区分	内 容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、 事務所等改装費(ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。)、 事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費(ただし、 価格が税抜50万円以上のものを除く。)、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、 試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、 サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、 委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、産業財産権等取得費、 資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費(ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。)、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

■応募方法

【応募締切】令和7年2月28日まで(随時受付)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

【提 出 先】〒914-0063

福井県敦賀市神楽町2丁目1番4号 敦賀商工会議所 中小企業相談所 宛

【提出までの流れ】

①申請書の作成

敦賀商工会議所のHPから応募様式をダウンロードして作成してください。 事業計画は、必ず支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、士業など)の指導を受けて 作成してください。

②添付書類の準備

開業届の写(個人事業主のみ)、全部事項証明書の履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)、補助 を受けたい経費の支払が行われたことを証する書類(領収証など)を添付してください。

③提出 敦賀商工会議所の窓口まで持参してください。

【お問合せ先】

■敦賀商工会議所 中小企業相談所

TEL: 0770-22-2611 FAX: 0770-24-1311 E-Mail: tcci_soudan@tsuruga.or.jp

URL : http://www.tsuruga.or.jp

■福井県産業労働部創業・経営改革課

TEL: 0776-20-0537 FAX: 0776-20-0678 E-Mail: sougyoukeiei@pref. fukui. lg. jp